

## 秋田市市内定型業務RPA導入業務委託に係る 公募型プロポーザル評価基準書

### 1 審査の対象者

審査の対象者（以下「提案者」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 秋田市市内定型業務RPA導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）「6 参加資格」を全て満たす者。
- (2) 実施要領の「11 企画提案書等の無効」にある項目の全てに該当しないこと。

### 2 審査を行う者

秋田市市内定型業務RPA導入業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、秋田市市内定型業務RPA導入業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置しており、この委員会において審査する。

### 3 契約候補者の選定

審査の項目および配点は以下の表のとおりとする。1次審査と書類審査において、合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。

審査項目および配点一覧

	審査項目		配点
1次 審査	業務実績書(様式4)の審査、評価	実績評価点	100点
書類 審査	業務参考見積の審査、評価	価格評価点	150点
	提案書の審査、評価	技術評価点	350点
		計	600点

#### (1) 1次審査

評価基準は「評価基準別紙1 提案書等審査項目および評価基準」における「業務実績書（様式4）」とし、配点は100点とする。

#### (2) 書類審査

##### ア 業務参考見積の審査、評価

評価基準は「評価基準書別紙1 提案書等審査項目および評価基準」における「業務参考見積」とし、配点は150点とする。

なお、業務参考見積に関する価格評価点は次のとおり算出する。

**【価格評価点算出方法】**

価格評価点 = 150点 × (1 - 業務参考見積価格 / 提案上限金額)  
(小数点以下第1位四捨五入)

イ 提案書の審査、評価

評価基準は「評価基準書別紙1 提案書等審査項目および評価基準」における「提案書」とし、配点は350点とする。

**4 その他**

提案者が1者であっても書類審査まで実施する。